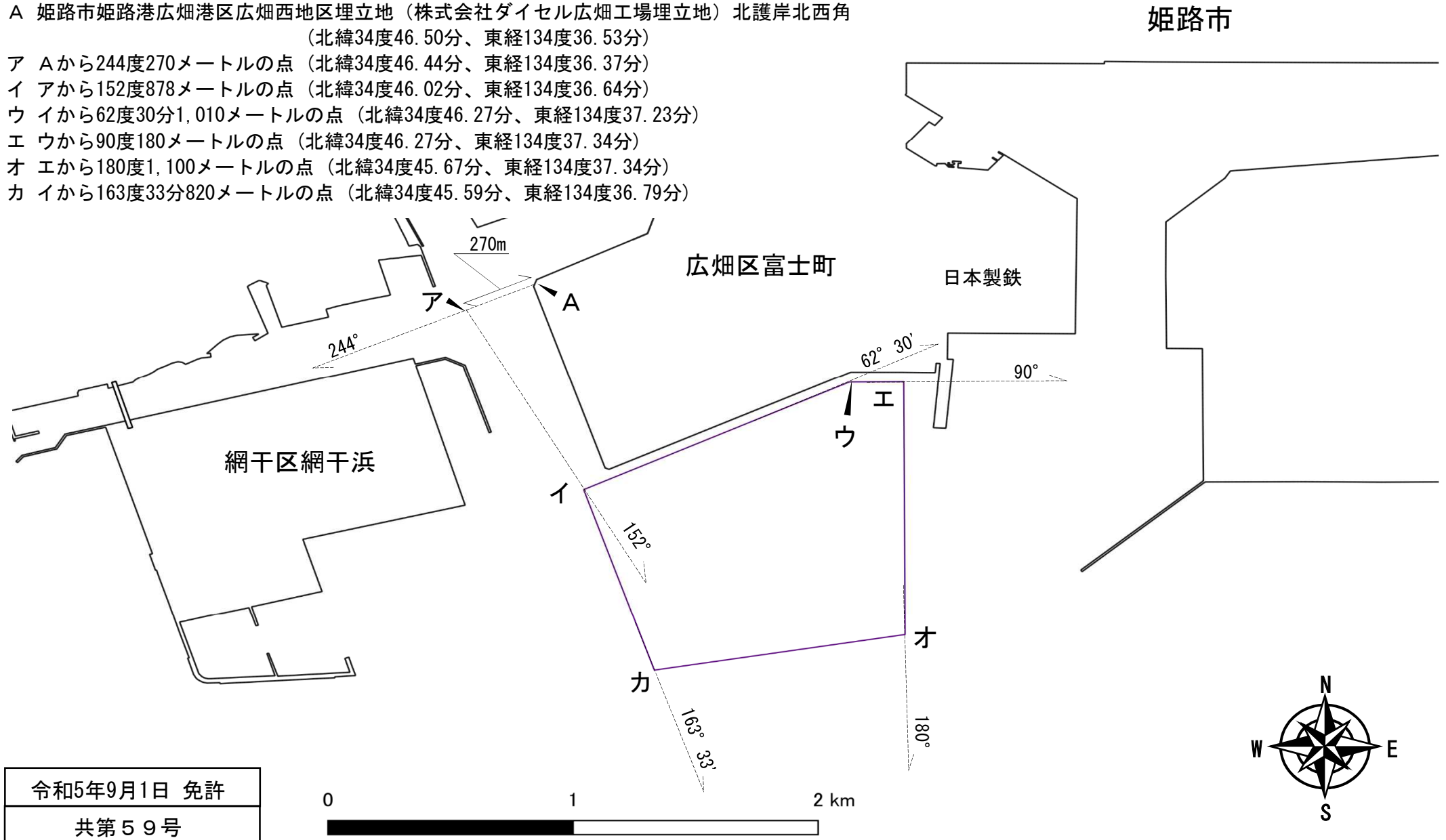


免許番号 共第59号
 漁場の位置 姫路市大津区地先
 漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、オ、カ及びイを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市姫路港広畑港区広畑西地区埋立地（株式会社ダイセル広畑工場埋立地）北護岸北西角
 （北緯34度46.50分、東経134度36.53分）
- ア Aから244度270メートルの点（北緯34度46.44分、東経134度36.37分）
- イ アから152度878メートルの点（北緯34度46.02分、東経134度36.64分）
- ウ イから62度30分1,010メートルの点（北緯34度46.27分、東経134度37.23分）
- エ ウから90度180メートルの点（北緯34度46.27分、東経134度37.34分）
- オ エから180度1,100メートルの点（北緯34度45.67分、東経134度37.34分）
- カ イから163度33分820メートルの点（北緯34度45.59分、東経134度36.79分）



令和5年9月1日 免許
共第59号

姫路市

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで						潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。	
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第59号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		